

# 長良公園キッチンカー出店募集要項

2025.12.26 改正

## 第1条（目的）

本契約は、出店者が出店場所においてキッチンカーによる飲食物販売を行うにあたり、その条件を定めることを目的とする。

## 第2条（出店期間・出店時間・場所）

1. 出店期間：指定管理期間と同じ
2. 出店時間：10時から16時 内の出店可能な時間帯 ※準備及び片付けを除く
3. 出店場所：長良公園内 ※出店可能位置図による

## 第3条（出店料・支払方法）

1. 出店者は、売上の 10% を出店料として長良公園ホールディングスに支払う。
2. 売上の報告は百円単位切捨てで、出店終了後に口頭にて行うものとする。
3. 支払いは、現金払いにより、売上報告後に行うものとする。

計算例：売上 19900 円 → 百円切捨て 19000 円 × 歩合 10% = 出店料 1900 円

## 第4条（設備・電気・水道）

1. 電源の提供：発電機を持参し使用する。
2. 水道の利用：園内及び持参する。
3. ガス等火気の安全管理は出店者の責任とする。

## 第5条（衛生管理・法令遵守）

1. 出店者は食品衛生法、消防法等の関係法令を遵守する。
2. 食品衛生責任者の配置および許可証の掲示を行うこと。
3. 営業許可書の提示及び複製の提出。※提示の場合はコピーを取らさせていただきます。

## 第6条（ゴミ・排水の処理）

1. ゴミは出店者が責任をもって処理する。
2. 排水は指定された方法で処理し、公園内に流さない。

## 第7条（禁止事項）

以下の事項を禁止する。

- ① 危険行為 ② 近隣クレームを招く音量 ③ 許可外販売 ④ 火気の不適切利用

## 第8条（事故・損害賠償）

出店者の故意または過失により事故・損害が発生した場合、出店者がその責任を負う。

## **第9条（契約解除）**

長良公園ホールディングスは、出店者が本契約に違反した場合、直ちに契約を解除できる。

## **第10条（反社会的勢力の排除）**

1. 出店者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる反社会的勢力に該当しないこと、また将来にわたっても該当しないことを保証する。

2. 出店者は、自らまたは第三者を利用して、以下の行為を行わないものとする。

①暴力的行為 ②不当要求 ③脅迫的言動 ④風説の流布等による業務妨害 ⑤その他これらに準ずる行為

3. 出店者が前各項のいずれかに違反した場合、長良公園ホールディングスは催告なく契約を解除できる。

4. 前項により契約が解除された場合、解除された側はこれにより生じた損害を請求できず、また長良公園ホールディングスに損害を与えた場合はその賠償責任を負う。

## **第11条（火気使用基準の遵守）**

出店者は、以下の火気使用基準を遵守し、安全管理を徹底するものとする。

1. LPガスボンベは転倒防止措置を施し、直射日光・高温を避けて設置すること。

2. 発電機は換気の良い屋外に設置し、運転中の給油を行わないこと。

3. 調理器具は確実に固定し、無人の状態で火気を放置しないこと。

4. 有効期限内の消火器（粉末10型以上）を必ず携行すること。

5. 公園管理者または消防の指導に従い、安全基準に違反した場合は出店停止となることがある。

## **第12条（出店日・キャンセル）**

1. 出店日を ホームページのカレンダー へ登録。

ホームページカレンダーの登録は前日の朝8時までに登録し管理事務所への報告は不要。

2. キャンセルの場合は ホームページのカレンダー の出店登録日を削除。

ホームページカレンダーの削除は当日の朝8時までに削除し管理事務所への報告は不要。

## **第13条（SNS）**

インスタやX等での情報発信のご協力をお願いします。

## **第14条（イベント）**

年3回、イベント（子どもの日・文化の日・春分の日）のご協力をお願いします。

※ご協力につき、その時の出店料は発生しません。

## **第15条（その他）**

協議事項が発生した場合、双方誠意をもって協議し解決する。

## 出店可能位置図

お客様の邪魔にならない場所へ設置して下さい。※赤帯の箇所 ※変更する場合があります。

オーガニックマルシェ開催日（第1 土曜・第3 日曜）は出店が出来ない箇所があります。

